

新設の増加所得税とは

課税基準や課税率の内容

増加所得税が財産税と呼應するがごとに創設された、右は現下国民所得の實相に鑑みて、所得課税の充實と國民負擔の公平を明する一時に併せて國庫の收入の増加に資するため制定されたもので、國民生活に相當のひびきを持つてゐる、この新税の納税義務者は本月末日までに所得の種類、金額その他必要な事項を所轄稅務署に申告しなければならず、これを怠つた際は嚴罰に處せられるから注意しなければならない、さてこの新税増加所得の課税基準並に課税率その他はどうか？平稅務署の説明をきいてみる

二種類に分類課税

外地資産事業所得は除外

新税は三種に分類されてゐて、ついては各一万圓を控除したもその分類は昭和二十一年中に生れた不動産所得甲種及び乙種の事業所得の合計金額が同年分と過した分金額を第一種所得として決定された不動産所得甲種と乙種事業所得の合計金額を超えてるこの場合決定がなかつた場合はその決定額が三千圓に満たぬ場合には三千圓を超過した金額に課税される、第二種所得とは同年中に生じた山林の所得金額を指し、第三種は同年三月三日から同年十二月三十一日までの間に生じた譲渡所得金額に對するものである、たゞこれらが施行の際内地に住所をもたず且つ一年以上の居所をもたない個人がもつてゐる外地の資産又は事業から生じた所得については課せられないこととなつてゐる

課税基準

納期は三月末日

課税基準は第一種と第二種は昨年中の總收入金額から必要経費を控除しを金額から第一種について七千圓を、第二、第三種に

賦課率の平稅務署縦覽室をも特設

現在もてるものゝ話題の中心をなしてゐる

評價個別倍數決る

題の通り

耕地倍數

田地は四〇倍に

耕地は四八倍に

耕地は四八倍に